

令和4年度12月補正予算 参 考 資 料

| | 頁 | (補正予算資料) 頁 | (議案等一覧表) 頁 |
|---|---|---------------|---------------|
| 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 引き続き医療提供体制を確保します | 1 | 5, 6 | |
| 年末年始に臨時に発熱患者等の診療・検査を行う 医療機関等を支援します | 2 | 6 | |
| 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策や 学習保障に必要な取組の充実を図ります | 3 | 7 | |
| 県政150周年を契機に、 11月27日をあいち県民の日とします | 4 | | 1 |

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 引き続き医療提供体制を確保します

と り ま と め
感染症対策局感染症対策課
感染症対策調整グループ
内 線 5948・5977
(ダイヤル)052-954-7466

予算額 3, 227, 246 千円

(既決予算額 20,061,171 千円→補正後 23,288,417 千円)

- 1 自宅療養者配食サービス提供体制確保事業費 1,953,024 千円
(既決予算額 12,540,823 千円→補正後 14,493,847 千円)

外出せずに自宅療養に専念できるよう配食サービスを実施

- 2 PCR検査体制強化推進事業費 1,240,819 千円
(既決予算額 7,473,622 千円→補正後 8,714,441 千円)

民間検査機関及び医療機関でのPCR検査費及び抗原検査費の本人負担分を公費で負担

- 3 妊産婦総合支援事業費 33,403 千円
(既決予算額 46,726 千円→補正後 80,129 千円)

不安を抱える妊婦が分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を支援

年末年始に臨時に発熱患者等の診療・検査を行う 医療機関等を支援します

感染症対策局感染症対策課
助成グループ
内線 5978・5948
(ダイヤル)052-954-7489

予算額 161,296千円（新規）

多くの医療機関が休診となる年末年始に発熱患者等が速やかに受診できるよう、臨時に診療・検査を行う医療機関及び調剤を行う薬局を支援します。

○ 対象

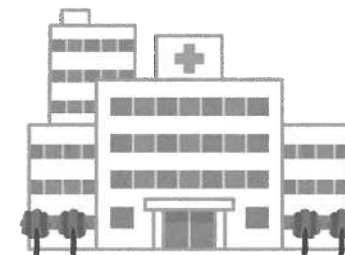
臨時に発熱患者等を診療・検査できる体制を確保した医療機関（医師会と協議して選定）
上記医療機関から交付された処方箋の調剤を行う薬局（薬剤師会と協議して選定）

○ 対象期間

2022年12月29日から2023年1月3日まで

○ 交付額

| | | | |
|------|--------------------|--------|---------|
| 医療機関 | 12月29日、30日、1月2日、3日 | 1施設当たり | 150千円/日 |
| | 12月31日、1月1日 | 1施設当たり | 200千円/日 |
| 薬局 | 12月29日、30日、1月2日、3日 | 1施設当たり | 30千円/日 |
| | 12月31日、1月1日 | 1施設当たり | 50千円/日 |



県立学校における新型コロナウイルス感染症対策や 学習保障に必要な取組の充実を図ります

教育委員会財務施設課
管理グループ
内線 3833・3834
(ダイヤル)052-954-6763

予算額 70,300千円（既決予算額472,500千円→補正後542,800千円）

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、学習保障に必要な体制を確保するため、各学校の実情に応じた取組の充実を図ります。

○対象 県立高等学校 全149校
県立特別支援学校 全31校

○所要額 (当初)
1校あたり900千円～3,600千円
↓
(12月補正後)
1校あたり1,040千円～4,140千円
※1校あたりの所要額は生徒数に応じる。

必要経費の例

<感染症対策>

- ・消毒液やマスク等の保健衛生用品の購入
- ・教室及び体育館等の換気のためのサーキュレーターの整備等

<学習保障>

- ・家庭における効果的なオンライン学習を実施するために必要な経費
- ・3密対策として空き教室等を活用した授業の実施に必要な経費等

県政150周年を契機に、 11月27日をあいち県民の日とします



県民文化局県民総務課
総務・企画・広報グループ
内線 2415・2410
(ダイヤルイン)052-954-6160

1872年11月27日に現在の愛知県が誕生し、2022年で150周年を迎えます。

地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とするとともに、暮らし、教育、労働、経済、環境等が調和した輝く愛知の実現を期する日として、あいち県民の日を設けるため、「あいち県民の日条例」を制定します。

あいち県民の日条例

【前 文】

県政150周年を契機にあいち県民の日を創設し、県民一人一人が、愛知の歩みを振り返り、愛知の魅力を再発見し、次なる時代に向け新たな創造の基盤を積み重ねることで、県民がともに支え合い、希望と誇りを持つことができる愛知の実現を目指し、この条例を制定します。

【概 要】

- あいち県民の日は、11月27日とします。
- 11月21日～27日の期間（あいちウィーク）において、あいち県民の日に関する啓発及び事業を実施することとします。
- あいち県民の日に関する事業、取組等の実施について、事業者、市町村等に協力を求めることとします。
- あいちウィークにおける公の施設の利用に係る使用料等で知事が定めるものについて、全部又は一部を免除することができることとします。

【施行日】 公布の日